

# 新発田衛戍地軍隊状況書

新発田駐屯地援護室 佐藤 和敏

衛戍とは、軍隊が永く一つの土地に駐屯することの意味で、この状況書は日露戦争前の明治三十五年頃の状況を書き記したものです。聯隊史等は当時の歩兵第十六聯隊の訓練場及び生活状況が分かる貴重なものですので、原文のまま紹介いたします。

## 【兵舎】

目下の兵舎及び前庭は、慶長三年以前佐々木治長の居城なりしが、同三年十月、溝口秀勝この地に封せらる。この当たり更にその南に接して築造せるもの所謂本丸して菖蒲城又は浮舟城と称す。一つは菖蒲の繁茂せるが為に名を付け、一つはその形状の似たるに基づく今の兵器庫、弾薬庫及び被服庫の所在地即ち是なり。

現今における第二大隊（第五・第六・第七・第八中隊）の兵舎は、明治七年初めてこの地に兵舎を置く当時新築せしものにして、（\*移設前の白壁兵舎が含まれています）旧第八大隊の一部之に屯営せり。

七年十一月に至り歩兵第三聯隊第二大隊と称す。

明治十七年、歩兵第十六聯隊を設置するにあたり今の第四・第九中隊の兵舎を増築するに至れり。しかれも兵舎狭隘なるを以って、第二大隊は仙台に分屯し、明治十九年移転して来るに際し第一大隊（第一・第二・第三中隊）の兵舎を増築せり。今の第一及び至第三中隊の兵舎は即ちその時の増築に係る。

明治三十年に至り、戦時人員を入れるの目的を以って、第三大隊（第十・第十一・第十二中隊）の兵舎を増築し、聯隊はこの七棟の兵舎に配当せらる。

病院の所在地は旧藩老の旧宅地にして、明治十七年、聯隊の編成なると共にこれを新築せられたるものなり。

兵舎敷地は比較的高台にして、兵舎及び諸倉庫等に至る点、構造堅牢にして且つ具備せざるものなし。

## 【練兵場】

聯隊に付属する練兵場は、営前に二万五千坪余り、新発田町南端に六万二千五百坪余り（長約六百米突、幅四百米突）を有し、甲を営前練兵場、乙を町裏練兵場と称す。

加えるに当地方は、一般低地なるを以って河流の水勢極めて緩慢にして、排水作用十分

ならず、土地の泥量常に多く、雨後地表面の乾燥容易ならざるを、故に演習に支障多きを遺憾とす。

冬季積雪の際は、練兵場並に野外の演習は困難なるを以って、各大隊毎に雪中練兵場一棟設置す。長さ七十米突、幅十二米突で各個教練及び器械体操等の為に各中隊毎に交互に使用した。冬季は教育のため最も演習場の欠乏に苦しめり。

(\*雪中練兵場は後に雨覆い練兵場、雨天訓練場と名称を変え、新発田第三十普通科連隊の貴重な訓練場としても利用されました。この最後の一棟は平成二十六年まで建っていましたが、基地通信隊舎建設時に取壊されました)

### 【営内給水】

聯隊の給水は明治十八年以降、井水（井戸水）を廃し河水を用い、雑用飲用水共に全く水道に頼る。

水源は兵営を隔てること約八キロ遠ざかる町街を離れたる加治川の上流に取り、従来木桶を以って之を導きしも、一昨年度来、漸次陶管に変えることとなり既にその上流三分の一は改築を終わり、残りは今年度以後に於いて遂次改築の予定なり。

導管の内径五寸にして、その二十四時間の噴出水量一千四百十八石余り、之を戦時人員に配当するに、一人一日給水五斗に当たり、かくして不足を告げたることなし。

その水質は佳良にして飲用に敵せり。唯一遺憾とするところは、その設備いまだ完全ならざる為、降雨若しくは融雪のころに当たり河水混濁するの一事有り。

(\*当時は加治川上流の河水を飲用水として利用していました。歩兵第十六聯隊歌の一節にも「西には清き加治の水」と歌われています)

### 【気象（明治三十五年）】

気温及び気候を当地二カ年平均現象に依ってこれを見るに、各月中平均気象の低きは一月にして、C氏零度下二度、その高きは八月にして二十八度六分、平均気温十四度七分を示し、絶対的の最高気温は三十九度、一年間における温度の最大温差は四十七度なり。

要するに気温は甚だしく下降することなく為に軍隊の作業を阻害するが如きことなしとするも、一年間の約三分の一弱は雨雪に支障せられ、他の三分の一は陰鬱なる雲天に寄せられ唯残余僅かに三分の一強の晴天あるのみ。

### 【軍隊官衛】

当地存在の軍隊官衛は、歩兵第十五旅団司令部・歩兵第十六聯隊・新発田聯隊区司令部・衛戍病院・兵器分廠区・裁判所・憲兵屯所・郡役所・監獄支署・町役場等にして、その陸軍に属する大部は町の北部に位置し、旧藩城内外に誇りて設置せられ、その他の官衛は概

ね町の東北部に散在している。

#### 【地方の沿革】

衛戍地新発田は、慶長以前にありて佐々木治長の領地たり、歩兵第十六聯隊兵舎敷地は、実にその菖城跡なりと伝う。

慶長三年に至り溝口秀勝六万石を以って加賀大聖寺より徙封せられ治城をこの地に置くこと二百五十有余年、以って明治四年廢藩置県に至る。

今なおその遺構残る菖蒲城池の如きも実に徙封の後増築せるものに係る。

#### 【射撃場】

射撃場は兵營を南に隔てるを約四軒突（キロメートル）なる、荒橋村字大宝地（旧豊浦町）にありて二個の射朶を有す。一つは牧山と称する丘阜に託し、その距離千百米突、一つは特設に係る五百米突の水田を隔てて同丘阜に達し、その距離六百米突にして共に射方向においては殆ど安全なりしを言うべし、側方におけるも又民家乏しく警戒上深く觀慮を要せざるなり。

この二個の射場は発起点において全く相合し射朶に接近するにしたがい、僅かに幅を増加するのみなるをもって発射線を同一ならしむるにあらざれば、同時に使用するを得ず。

射場の比較的良好なるに関わらず兵營を隔てる遠きと、途中演習地の乏しきとにより教育上その価値を減す。

以上、新発田衛戍地軍隊状況書の内容でした。